

西宮市防犯カメラ設置事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が公共空間に防犯カメラを設置する西宮市防犯カメラ設置事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 本事業は、市が公共空間に防犯カメラを設置することで、主に街頭犯罪に対する犯罪の防止を図り、地域が自主的に行う防犯活動を補完し支援することにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを通じて、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共空間とは、原則として国道・県道・市道（里道含む。）などの街頭であって、不特定多数の者が自由に通行する屋外の場所をいう。
- (2) 防犯カメラとは、本事業の実施により、公共空間を撮影するために設置する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。
- (3) 画像データとは、防犯カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録）であって、画像表示装置を用いて画像として表示できるものをいう。
- (4) 防犯カメラ等とは、防犯カメラ及び画像データ、それらの管理システム、ネットワーク構築などに関連する設備・機器類をいう。

(プライバシーへの配慮)

第4条 防犯カメラの設置及び防犯カメラ等の管理運用にあたっては、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づくとともに防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成23年12月西宮市）を考慮のうえ、プライバシーに対して十分に配慮し、適正に行わなければならない。

(設置)

第5条 防犯カメラは、主に街頭犯罪に対する犯罪の防止を図ること及び地域が自主的に行う防犯活動を補完し支援することを目的として設置することができる。

- 2 防犯カメラの設置は、前項の目的に照らして効果的に設置し、その撮影範囲は必要最小限とする。
- 3 防犯カメラの設置場所付近には、見やすい場所に、防犯カメラで撮影していること及び市が設置していることを明示する。
- 4 防犯カメラを設置しようとするときは、西宮警察署又は甲子園警察署（以下「警察署」という。）の意見を聴取するとともに、設置を検討している場所の関係地域の住民の意見も参考とするなど第1項の目的達成に有効と思われる場所であるかを検討する。

(効果検証)

第6条 本事業において、一定の期間ごとに防犯カメラの設置目的が効果的に達成されているかどうか検証を行い、設置場所等の見直しを行う。

2 前項の検証は、警察署から可能な範囲で情報提供を受けて行い、必要に応じて関係地域の住民、学識者等の意見を求めることができる。

(画像データの提供等)

第7条 画像データの提供は行わない。ただし、法令の規定に基づく場合に限り、必要な範囲等の内容を審査したうえで画像データを提供することができる。

2 前項において画像データの提供を求める者は、次の各号に定めるものを提出しなければならない。

(1) 画像データの提供を求める旨等を記載した文書(所定様式)

(2) 画像データの適正な管理のため次に定める事項を遵守する旨を記載した文書

ア 提供を受けた画像データは、盗難・紛失等の防止のため適切な対策を講じること。

イ 画像データの提供を受けた目的以外に使用しないこと。

ウ 画像データの取扱いにより知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。

エ 画像データの使用は提供を受けた記録媒体でのみ行い、複製は行わないこと。

オ 画像データが不要になった場合は、速やかに記録媒体の破棄その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(3) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書その他の市長が必要と認める書類

3 画像データは、西宮市情報公開条例(昭和62年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)又は個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、公開し、又は開示する。

(画像データ等の取扱い)

第8条 画像データの保存期間は10日以内とする。

2 画像データは、前条の規定により提供し、公開し、又は開示する場合に限り、複製できるものとする。この場合において、市は提供し、公開し、又は開示したものと同一の画像データを複製し、保管するものとする。ただし、緊急を要する場合は、複製しないことができる。

3 画像データは、加工してはならない。ただし、前条の規定により提供し、公開し、又は開示する場合において、当該画像データに情報公開条例第6条に規定する非公開情報又は個人情報保護条例第19条に規定する不開示情報が含まれている部分があるときは、当該部分を個人情報の保護に必要な範囲で加工することができる。

4 第2項の規定により市が保管するために複製した画像データの保存期間は30日とし、当該期間経過後は速やかに消去されなければならない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

5 第2項の規定により市が保管するために複製した画像データを記録した媒体は、盗難、紛失等の防止のため、施錠することができる保管庫への保管その他の適切な措置が講じられなければならない。

(管理責任者の設置等)

第9条 防犯カメラの操作又は画像データの複製など防犯カメラ等の管理運用を適正に行

うため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者を、次のとおり置くものとする。

(1) 管理責任者 市民局コミュニティ推進部長を充てる。

(2) 取扱責任者及び取扱者 管理責任者が地域防犯課の中から指名するものを充てる。

第10条 管理責任者は、前条に定める管理運用を行うときは、取扱責任者又は取扱者に当該作業を行わせるものとする。

2 管理責任者は、画像データが正当な理由なくしてみだりに閲覧できないよう、防犯カメラ等の操作（画像データにあっては閲覧を含む。）を行うにあたって、次の措置を講じる。

(1) 操作を行う機器は、操作時以外は施錠することができる保管庫へ保管すること。

(2) 防犯カメラ管理システム（第3条第4項に定めるもの。以下同じ。）を整備すること。このシステムにおいて、防犯カメラ等の操作を行う者を識別するための方策を講じること。

第11条 前条第1項に規定する取扱責任者又は取扱者が行う作業は、次のとおりとする。ただし、取扱者は、取扱責任者の指示を受け、その作業を補助するものとする。

(1) 防犯カメラ管理システムを適切に管理運用すること。

(2) 防犯カメラ等が正常に作動していることを確認すること。確認により異常を認められた場合に、速やかに管理責任者に報告すること。

(3) 第8条第2項に基づく画像データの複製をすること。

(4) 第8条第3項ただし書きに基づく加工をすること。

(5) 第8条第4項に基づき、媒体の保管及び当該画像データの消去をすること。

(6) 前3号についての管理状況を記録しておくこと。

(7) 第10条第2項第2号に定める保管庫の施錠及び開錠をすること。

(8) その他管理責任者が必要と認めること。

第12条 管理責任者、取扱責任者及び取扱者は、防犯カメラ等により知り得た情報を第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係団体等との協働）

第13条 本事業の実施にあたっては、市は、警察署等の関係機関と協力連携を図るとともに、自治会、防犯協会等の地域団体との協働を図るものとする。

（施策の見直し）

第14条 本事業は、第6条に基づいて設置の必要性及び効果について検討を加え、必要な施策の見直しその他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を講じる場合は、西宮市個人情報保護審議会に報告するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年1月31日から実施する。